

「宮代町特定保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準」  
の見直しについて

■見直しの理由

令和 2 年度入所申請に係る選考に際し、入所児童及び世帯の状況をより精細に審査し、当該児童及び世帯の支援を図るため、保育所入所選考基準を見直したものです。

■見直しによる改正点 (資料 1 - 2、1 - 3 参照)

① 保育を必要とする事由の項目

【旧】・項目 6 「求職」 求職活動のため、明らかに保育に当たることができない場合  
・項目 7 「その他」、項目 8 「その他」

【新】・項目 6 「求職」 求職活動（就労内定・起業準備を含む）のため、明らかに保育に当たることができない場合  
・項目 7 「その他」、(旧) 項目 8 「その他」を項目 7 「その他」に統合

(理 由) 保育所入所措置基準取扱要領との整合性を図るため。

② 兄弟加点の条件

【旧】入所希望園に兄弟姉妹が入所している場合

【新】入所希望園に兄弟姉妹が入所している場合（転園希望を含む）

(理 由) 兄弟姉妹が別施設に入所している場合の転園希望への加点により、当該児童及び家庭への支援を図るため。